

令和6年度第2回多摩市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

にちじ 日時	れいわ ねん がつ 令和7年3月24日（月曜日） 18:30～20:30	ばしよ 場所	たましやくしよ 多摩市役所 301・302 かいぎしつ 会議室
しゅっせきしゃ 出席者 ※ 敬称略	いいん 委員	なかはら せ お いちかわ やしま みやはら おりかさ にしもり だいいり すずき さとう 中原、瀬尾、市川、矢嶋、宮原、折笠、西森（代理）、鈴木、佐藤、 みつはし 三橋	
	しょうがい ふくしか 障害福祉課 (事務局)	いと う ひらまつ うつのみや こんの せんぼくや えのちと たなか たけだ 伊藤、平松、宇都宮、今野、仙北屋、榎本、田中、竹田	
けつせきしゃ 欠席者 ※ 敬称略	いいん 委員	ふじよし おおいし せきや かわべ としま 藤吉、大石、関哉、川辺、戸嶋	
きろくしゃ 記録者	じむきょく 事務局		
こうちく 項目	かいかい 開会 1 いいんしょうかい 委員紹介 2 たまししょう しよさべつかいしよしえんちいききょうぎかい 多摩市障がい者差別解消支援地域協議会について 3 かいちやう ふくかいちやう せんしゆつ 会長・副会長の選出 4 かいぎうんえい かん じこう かくにん 会議運営に関する事項の確認について 5 しょう しよさべつ かん そうだん 障がい者差別に関する相談について 6 おち と く じよきやう こんご とりくみよてい 主な取り組み状況・今後の取組予定について 7 その他 へいかい 閉会		
			しょうさい 詳細
いいんしょうかい 1 委員紹介	じむきょく 【事務局】 かいかい ～開会のあいさつ（健康福祉部長）～ このたびは、本協議会の委員の就任を引き受けてくださり、ありがとうございます。令和 2年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづ くり条例」を施行した後、委員の皆様からのご意見を伺いながら、様々な取組を進めて きた。今後とも、本協議会でのご意見を踏まえ、更なる取組を進めていきたいと考えて おり、ぜひご協力をお願いしたい。		
	しりやう 資料1	いいんめいぼ せつめい 委員名簿 説明	
		とくべつしえんがっこう きやういん かんてん さんか ・特別支援学校の教員としての観点から、参加していく。	
たまし 2 多摩市 しょう 障がい者 しよ 差別解消 さべつかいしよ 支援地域協 しえんちいききょう 議会について	しりやう 資料2	たまししょう しよさべつかいしよしえんちいききょうぎかい 多摩市障がい者差別解消支援地域協議会について 説明 ⇒ いいん いげんとう 委員から意見等なし	

3 会長・副  
会長の選出

【事務局】

会長（1名）・副会長（2名）について、自薦・他薦の方はいるか。

⇒ 自薦・他薦なし

それでは、事務局から、会長は矢嶋委員、副会長は川辺委員・藤吉委員を提案するが、いかがか。

・副会長候補の川辺委員は社会福祉協議会を退職すると聞いている。

【事務局】

3月末まで委員なので、提案している。4月以降は社会福祉協議会の他の職員で対応してもらうこと想定している。

⇒ 全出席委員から承認をいただき、決定。

4 会議運営  
に関する事項  
の確認につ  
いて

資料3 会議運営に関する事項（案） 説明

⇒ 委員から意見等なし

5 障がい  
者差別に関  
する相談に  
ついて

資料4 障がい者差別に関する相談について 説明

(1) 不当な差別的取り扱い

相談1 障がい者に対する差別的発言について

・小・中学生に対して、精神障害の話や、当事者の立場に立って考えるような啓発活動を、具体的に進めて欲しい。

(2) 合理的配慮の不提供

相談1 期日前選挙における対応について 説明

・選挙スタッフへの合理的配慮の研修を実施して欲しい。介護者は選挙会場へ入れないと言われるから、不安を感じている。研修の内容としては、文字が小さいから読むことを手伝って欲しい、他の障がい者についても伝えて欲しい。皆さんどうでしょうか。

・選挙スタッフは、選挙管理委員会の職員ではない。そのため、マニュアル化したものがないのだと思う。点字投票のやり方もわかっていない場合がある。投票用紙は縦長だが、点字版は横長に使うため、方向を間違えると点字が紙から外れてしまう。そういったことの説明が、全ての職員に対して、選挙前の慌ただしい時期に行われているようであるが、説明が統一されていないようである。そのため、合理的配慮のマニュアルのたたき台を私たちで作成し、障害福祉課から、選挙管理委員会へ対して、誰が来ても対応できるように配慮を行って欲しいと、お願いしていければいい。

【事務局】

当日に関しては職員が対応している。期日前は委託業者の職員中心となる。研修や

マニュアルで教育を行っているが、不足しているところはあるということかと思う。  
具体的な話の部分など、研修やマニュアルについては、選挙管理委員会と障害福祉課で調整していけると思う。

• 本人の意思確認が必要とのことだが、具体的な手順や方法のイメージが湧かない。たとえば、職員向けのマニュアルではない形で、選挙に行く人向けに、どういった手順で本人の意思確認をするのか、といったものが、予めわかりやすく表示してあると、トラブルが減ると思う。また、必要な配慮を事前に申し出ていただき、とのことだが、援助要求がうまくできない方、説明できない人もいる。そのため、車いすの人が来たときに、どういった対応が必要なのか、スタッフから確認する等。こうした対応が、選挙といった重要な場面では、特に必要となってくる。

#### 【事務局】

選挙は普段の業務と異質な場面がある。選挙の無効を避けるため、法律を重視することを優先する傾向にある。代理投票の本人の意思確認が、厳しいのもそういう状況による。とはいえ、円滑なコミュニケーションが大前提。そのコミュニケーションが上手いかわからない場面もあるが、本人の意思を確認していく。今の意見は、選挙管理委員会へ伝えて、より良い対応に繋げていきたい。また、援助要求についても、困っていることを言えない人も多いと思うので、ホスピタリティが重要であるが、スタッフから配慮の提案ができるようになれば良い。この件についても、トラブルとなった事例として選挙管理委員会と共有することで、研修で注意事項として出てきたりもするので、いただいた意見を踏まえて選挙管理委員会へ伝える。

• 桜の丘学園では、高等部の卒業時に模擬投票を行い、練習している。その中で、選挙管理委員会が来てくれて、どんな支援が必要かといった話もしてくれている。なので、卒業生が選挙会場へ行った時に何が必要か、支援者への支援方法はこういったものがあるか、選挙管理委員会へ伝えることが大切。そういったことを通して、より多くの方々に必要な支援を伝えていければ良いと思った。

• 相談者による市の対応についての反応はどうなっているのか。

#### 【事務局】

市の対応は報告している。それについても、理解し、納得していただいている。バリアフリー化の件は、管理者と調整の上、相談者へ報告する予定。

#### 相談2 市内施設2カ所についてのバリアフリー化について

• 介護者が離れられない場合はどうしたらいいのか。

#### 【事務局】

管理者は、エントランスに車いす利用者を下ろすことを想定し、提案している。介護者が離れられないケースについては、管理者に確認した上で、お伝えする。

6 主な取組  
状況・今後の  
取組予定に  
ついて

資料5 主な取組状況・今後の取組予定について 説明

事例集は、今後の普及に期待する。その中の、障害者雇用促進法に係る内容と、事業者への周知について。私<sup>わたくし</sup>が知っているケースで、特例子会社に勤めている人が、事業所で差別的取扱いを受けた。障がい者雇用の世界が狭いため、行政介入を望まなかったの<sup>の</sup>で事業者への指導はなかったが、このように特例子会社が閉鎖的になっているところもある。改めて合理的配慮が義務化されたことや、差別解消の取組を、福祉に関する事業所へ周知して欲しい。

【事務局】

想定している周知方法は、市内商店会やダイレクトメールの送付を事業所向けに行<sup>い</sup>っていき<sup>たい</sup>。また、事業所連絡会へも周知する。その中で、特例子会社や福祉に関する事業所にも周知していけると思う。

ひとときの和が年に2回で、1学年のみ。理想は小学校の内に教育を受けて欲しいので、開催校が増えると良い。

【事務局】

1学年であるが、学校によって学年は変わってくる。年に2校はきっかけ作り。その他は社会福祉協議会のボランティアセンターで、出前授業として行<sup>い</sup>っている。そういった中で継続した取組をしている。後は、学校の総合的学習の中で取り入れて欲しいと思<sup>っ</sup>ているので、こうしたことの周知も検討していく。

子どもが差別的な発言を行<sup>わ</sup>ないよう、出前授業に行<sup>き</sup>たい。いつ頃やるのか、教<sup>え</sup>て欲しい。

【事務局】

ひとときの和は小学校への出前授業。新年度は、これから小学校と調整していくので、時期についてはこれから。内容は基本的には講話や体験となるが、新年度として内容を検<sup>討</sup>していくことになると思う。

福祉体験学習の推進に、加えて欲しい。

【事務局】

福祉体験学習はボランティアセンターで行<sup>っ</sup>ており、社会福祉協議会でプログラムを作<sup>っ</sup>ている。具体的には、学校の総合的学習の時間で取組んでいる学校が多いようで、体験を通<sup>じ</sup>て授業を行<sup>っ</sup>っている。

出前授業は、まず学校からの申し出が必要になる。その申し出をしてもらえるように、校長会で周知したりしている。今後も引き続きお願いして、学校から申し出を受けた時に、皆様にご協<sup>力</sup>いただきながら、やっていきたいと思<sup>っ</sup>ている。そのため、いつ頃行<sup>え</sup>るかわからないところではあるが、相談がきたら随時対応ができる状態になっている。

• わかったら、教<sup>え</sup>て欲しい。

・小学校への出前授業について。5年生で総合の時間に体験するプログラムが組まれていると思う。その事前学習となるよう、ひとときの和は4年生とかの設定だったと思う。そのため、過去に学習しているので、それに合致すれば体験等の要望があるのではないかと思う。また、ミライロ1Dについて、障害者手帳を登録すればそのまま活用できるのか。知らない人が多いので、広めていけると良い。

【事務局】

ミライロは民間の会社。紙の手帳は劣化するので、アプリにすることを需要があると思う。誰でも連携ができて使えるものであるが、それを提示する先に認められないといけない、というのがポイント。多摩市は公共施設には調整したので、認められるようになっている。他の自治体の施設や、民間のお店でも徐々に使えるようになっている。面的に広がっていかねばならないところもあるが、徐々に活用が広がっていると聞いている。

・法改正について、当事者自身が合理的配慮の義務化等を知っているわけではない。事業者だけでなく、当事者自身がそういった情報を知るには、どのような方法があるのか。当事者向けの周知徹底はどのように考えているのか。

【事務局】

当事者向けには、令和6年4月（合理的配慮が法的にも義務化になったタイミング）に、ホームページで周知した。事例集は事業者向けであり、当事者向けの冊子ではないが、ホームページ等で周知を行う予定である。

・ホームページということは、広く市民向けという形になるのか。当事者の団体へ広める、といった工夫も必要。ホームページに掲載しただけだと、全ての人に届くとも限らないので工夫してほしい。

・医療機関においても、合理的配慮の提供を行っていかねばならない。東京都の指導もあるので、医療機関向けの障がい者差別解消法のガイドラインや、こうした事例集でも周知していきたい。しかし、探してもわかりやすいものがない。医療機関を利用して人への配慮としてわかりやすいもの、こうした配慮があったらいい、というものがあれば教えてください。

【事務局】

医療機関向けについては把握していない。国でも特化したものはないと把握しているが、今後、国で作成したものが市へ共有されることもあるので、その場合には共有する。

7 その他

・事務局から差別の相談に関して1件連絡がある。

【事務局】

申立て案件について、報告する。

当日資料 答申書 説明

⇒ 委員から意見等なし

• 結論としては、明らかな合理的配慮の不提供、不当な差別的取扱いには当たらないが、建設的対話や情報提供等の不足があったことを指摘の上で結論に至る、という方向性でいきたい。個別の具体的な文言はこれから修正を加えた上で、市長へ提出し、市長から申立人へ通知する、ということによろしいか。

⇒ 委員から意見等なし

• その他に、意見等あるか。

⇒ 委員から意見等なし

【会長】

それでは、これで本日の多摩市障がい者差別解消支援地域協議会を終了する。